

「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案に対する県民意見等の募集結果について

令和7年1月14日から令和7年12月15日までの間、「岡山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」改定素案について、おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）により、ご意見を募集したところ、次の16件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

<寄せられたご意見等と県の考え方>

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

番号	意見の要旨	県の考え方
1	DV被害者が自立に向かう中で、精神的な苦痛と共に病に倒れて命を落とす実情がある。DV被害者はメンタルが弱くなり癌に侵されても生き延びる力も削がれて、確かなデータはないが、癌で亡くなる方が少なくないと感じる。また、暴力により父（加害者）のもとを離れ、唯一の頼りである母親を病で亡くす子どもたちの実情も知っていただき、公的支援を考えてほしい。	配偶者等からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生にも深刻な影響を及ぼし、決して許されるものではありません。 DV被害者の支援にあたっては、関係機関と緊密に連携し、同伴者として避難した子どもも含め、それぞれの立場に立ち、アウトリーチによる早期発見から自立支援まで切れ目のない取組を実施してまいります。
2	「面前DV」からの児童虐待死の事案が岡山県でもあった。児童相談所等との連携をより強化する必要がある。	「市町村要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもに対する支援の充実」（P10）や「DV相談に関する機関で構成する法定協議会での意見交換及び課題の検討」（P11）で取り組むこととしており、児童相談所等関係機関と緊密に連携してまいります。
3	交際相手からの暴力（デートDV）は、ストーカー、性暴力、傷害、殺人など重篤な事件に発展する事例が後を絶たない。予防啓発、教育・学習の強化、相談窓口の周知、支援体制が重要だ。	「⑤子ども・若者への予防啓発、デートDV対策の推進」（P11）の中で、引き続き、被害者の立場に立った切れ目のない支援に取り組んでまいります。 また、今回新たに「デートDV防止講座等を受講した児童・生徒等の

		数」(P12)を数値目標に掲げ、関係機関と連携し、取り組むこととしております。
4	DV基本計画の策定は、県男女共同参画計画・困難な問題を抱える女性支援計画との整合性を踏まえたものであることを明記すべきだ。	ご提案を踏まえ、第1章の「1計画の趣旨」に第6次おかやまヴィズプラン及び岡山県困難な問題を抱える女性支援計画との整合性を図った計画であることを追記します。

第3章 計画の内容

1 計画の内容

②被害者への相談・支援・救済体制の充実

番号	意見の要旨	県の考え方
5	「②被害者への相談・支援・救済体制の充実」は「②被害者への相談・支援・救済体制の充実と強化」とすべきだ。	項目名は強化の視点も含め充実としており、素案のままといたします。
6	女性相談支援センター、児童相談所及びこども家庭センター等の関係職員等の専門性の向上を図り、被害者へ適切に対応できるよう、研修機会の充実など支援に携わる人材の育成を図るべきだ。	「DV相談とDV被害者を支援する体制（配偶者暴力相談支援センター）の充実」(P9)等で取り組むこととしており、引き続き、支援調整会議（実務者会議）等での研修を通じて、関係者のさらなる資質向上に努めてまいります。
7	「相談支援体制の整備など市町村が行うDV対策との連携や支援」(P9)は「相談支援体制の整備強化など市町村が行うDV対策との連携や支援」とすべきだ。	配偶者暴力相談支援センター又は女性相談支援員を設置している市町村数は5に止まることから、まずは体制の整備が必要と考えており、素案のままといたします。
8	「医療関係者等のDVについての理解の促進」(P9)は「保健・医療関係者等のDV理解への促進と支援体制の促進」とすべきだ。	医療関係者等には、保健師や救急隊員等が含まれています。 医療関係者等は、日常の業務を行う中で、DV被害者を発見しやすい立場にあることから、引き続き理解の促進に努めることとしております。 なお、支援体制の促進については、「DV相談とDV被害者を支援する体制（配偶者暴力相談支援センター）の充実」(P9)等で取り組む

		こととしており、素案のままといたします。
9	「児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介」（P10）は「幼児・児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介、周知」とすべきだ。	「児童生徒・教職員等への各種相談窓口の紹介」（P10）については、困った際に自ら相談ができる窓口等を紹介する取組を想定しており、幼児は対象としていないことから、素案のままといたします。
10	「市町村要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもに対する支援の充実」（P10）は「市町村要保護児童対策地域協議会等との連携による子どもに対する支援の強化と充実」とすべきだ。	項目名は強化の視点も含め充実しております、素案のままといたします。
11	二次被害防止の観点から、相談窓口での対応について評価・分析が必要だ。評価等の結果を公表することで、施策の実効性を高めてほしい。支援現場の声が見えにくいことの改善を求める。	女性相談支援センターでは、随時、対応状況等の振り返りを行うとともに、一時保護施設利用者へのアンケートも実施するなど、組織としての業務改善に努めています。 なお、秘匿すべき情報が多いことから、振り返りの内容等について公表は考えておりません。
12	「DV被害者からの苦情の適切かつ迅速な処理」（P10）について、窓口に寄せられた声などを相談支援活動の改善に確実につなげていくため、調査研究し公表してはどうか。	

③被害者の自立支援のための取組

番号	意見の要旨	県の考え方
13	相談支援員は、相談者の現状を理解し汲み取るため高度なスキルが必要である。また、二次受傷に遭っておりメンタルケアの必要もある。「窓口における専門性の向上及び環境の整備」を追記してはどうか。	「DV相談とDV被害者を支援する体制（配偶者暴力相談支援センター）の充実」（P9）等で取り組むこととしており、引き続き、支援調整会議（実務者会議）等での研修を通じて、関係者のさらなる資質向上に努めまいります。 また同項目で、職務遂行の過程で相談支援員の心身の健康が損なわれないよう取り組むこととしており、素案のままといたします。

14	<p>民間では、当事者が孤立・孤独に陥らないように自助グループを開催しているが、自主開催で財政的に運営が成り立たない現状がある。</p> <p>DV被害者が長期的に支援を受けられるよう、「自助グループの組織化に向けた支援」を追記してはどうか。</p>	<p>「心的外傷後ストレス障害を含む心の回復及び生活支援」(P10)等で、民間団体等と連携しながら、DV被害者への継続的な支援に取り組むこととしており、素案のままといたします。</p>
----	---	--

⑥関連施策の推進体制の強化と民間団体等との協働

番号	意見の要旨	県の考え方
15	<p>「DV被害者の移送も想定した広域連携の推進」(P11)は「DV被害者の移送と安全な生活にむけての都道府県を超えた広域連携の推進」とすべきだ。また、関係機関に警察を追加すべきだ。</p>	<p>「DV被害者の移送も想定した広域連携の推進」(P11)では、安全・安心な生活を目指し、必要に応じて県境を超えた対応も想定しています。</p> <p>また、必要に応じて警察と連携しますが、担当課としては、素案のままといたします。</p>

2 数値目標

番号	意見の要旨	県の考え方
16	<p>配偶者からの暴力の防止のためにも、市町村には、女性相談支援員ではなく、専門的な相談が身近で受けられる配偶者暴力相談支援センターとしての機能が望まれる。目標は、「市町村の配偶者暴力相談支援センターの設置」にすべきだ。</p>	<p>配偶者暴力相談支援センターに限らず、身近な市町村で相談できることが重要であることから、各市町村の実情に応じ、センターの設置又は専門知識を有する女性相談支援員の設置を進めることとしており、素案のままといたします。</p>